

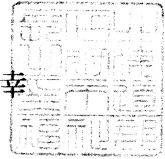
石福総第2338号

令和8年1月30日

石狩市社会福祉審議会

会長 鈴木 幸 雄 様

石狩市長 加 藤 龍 幸



石狩市社会福祉審議会条例（平成8年条例第6号）第2条に基づく
諮問について

下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

予防接種の自己負担額について（高用量インフルエンザワクチン）

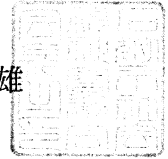
以上

令和8年1月30日

石狩市長 加 藤 龍 幸 様

石狩市社会福祉審議会

会長 鈴 木 幸 雄



予防接種の自己負担額について（高用量インフルエンザワクチン）（答申）

令和8年1月30日付け、石福総第2338号で諮問を受けた事項について、下記のとおり答申する。

記

高用量インフルエンザワクチン接種は、高齢者のインフルエンザの発症・重症化をより効果的に予防することを目的に、令和8年度から定期の予防接種として実施されるものであり、その自己負担額は、他のワクチン接種と同様に被接種者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものである。

このことから、諮問を受けた事項については、妥当であると判断する。

以上